

党，農村革命，両性関係
——中国革命と伝統社会の変容に関する一考察——

高橋伸夫

はじめに

中国革命のなかで農村社会はいかに変化をとげたであろうか。変化の範囲，テンポ，そして程度はいかなるものであったか。変革を推進した人々は誰であったか。それは階級という範疇によってもっとも適切に定義しうるものでであろうか。伝統社会の変容に際して，党権力による「上からの」の作用と，農村の住人たちによる自発的な「下からの」作用とはいかなる相互作用を演じていたであろうか。この小論の主たる目的は，これらの問題を，婚姻の自由を目指した中国共産党の政策が革命根拠地の社会にもたらした大きな混乱を素材として検討してみることである。そして，副次的な目的は，そうした作業を通じて，革命とはいかなる過程であったかについて，新たな解釈の糸口を見出すことである。

ここで考察対象となる時期と空間は，1920年代後半から30年代前半にかけて中国共産党が構築した農村革命根拠地，とりわけ鄂豫皖根拠地と閩西根拠地に限定されているが，必要に応じて他の根拠地の状況についても触れるであろう。資料には，主としてソビエト革命時期の新聞，雑誌，およびそれぞれの根拠地について編まれた『革命歴史文件彙集』を用いた。

筆者はこの小論全体を通じて，（1）根拠地における革命運動においては，共産党が意図しない形で，階級闘争と世代間闘争とジェンダー闘争が混合されてしまったために，革命運動はきわめて制御しにくい過程になったということ，（2）伝統社会の変革は体系的かつ秩序だって進行するものでもなければ，一定のテンポを保って進行するものでもなく，手当たり次第に予測もつかない仕方に進むために，断絶面と連続面が複雑に入り混じること，および（3）保守的な農村と革新的な党という一般的に想定される構図は，場合によっては逆転するものであった，という点を示すであろう。

I 歴史的文脈

まず，20世紀初頭の中国において，女性の解放を目指す運動がいかにして起こったか，その概略を描いておきたい。それが近代化に必然的に伴うものであるか，またどの程度まで西洋の思想に影響を受けたものであり，どの程度まで中国独自の文脈から興ったのかと

いう問題は別として、辛亥革命の時期には、女性の解放はひとつの無視することができない思想的潮流を形成していた。実際、女性たちによる自らのさまざまな組織化——協会、連合、参政権を求める集団、クラブから戦闘部隊にいたるまで——が進み、『婦女雑誌』（1915年、上海で創刊）をはじめとする新たな女性向け雑誌が刊行され、国際婦人デーが祝され、男女の法的・経済的・社会的平等および参政権を要求するさまざまな宣言が出され、男たちを仰天させた。結婚と離婚の自由、および強制的な結婚を拒否する女性の権利は、これらの運動の目標の重要な一部であった。これらの運動は、新文化運動と五四運動という跳躍台を与えられ、中国の諸都市において古い規範に真っ向から挑戦する新しいタイプの女性たちを次々に誕生させた。彼女たちの決意を示していた表徴のひとつが断髪であった——目立ちやすいがゆえに、彼女たちは後に反革命運動の標的となった。国民革命の時期には、北伐の進展とともに女性解放の理念と実践が、限定的ではあったが、農村部にまで影響を及ぼしはじめた。1920年代は、中国における女性解放に向けた運動のピークであった。

やがて国民政府支配地域では、この潮流は完全にとまではいかないとしても（中国の文献は、女性の解放に向けた努力という点において、国民党支配地域と共産党支配地域を対照的に描きがちであるが、おそらくそれは事実を単純化しすぎている）、ある程度まで逆転させられてしまった¹⁾。保守的な潮流による巻き返しは、蒋介石が1934年に始めた新生活運動の女性に対する態度に象徴されている。

新文化運動以来の女性解放の理念と実践は、中国共産党の革命根拠地に継承され、発展させられた——そこがフェミニズムの運動にとって必ずしも約束の地ではなかったことは後に明らかになるのであるが。そもそも、フェミニズムと共産主義が幸福な結婚をするのは難しかった。少なくともこの小論が問題とする20世紀前半において——そこではまだ「社会主義フェミニズム」は生まれていない——ヨーロッパの共産主義者の間で、フェミニズムは評判の悪い思想であった。資本主義の骨格をそのままにしておいて女性の政治参加の権利を主張する運動に何の意味があるというのだろうか。一方、フェミニストの側からすると、労働者階級が勝利を宣言すれば、すべての抑圧が存在なくなるという展望は非現実的であるばかりか、有害ですらあった²⁾。したがって、フェミニズムと共産主義は本来折り合いがよいとはいえない。

しかし、中国の共産主義者の場合には、陳独秀や李大釗や李達の著作に示されているよ

1) C・メイエルは「1920年代のフェミニズム運動はあとかたもなくなっていた」と記している。メイエル、1995、p.246

2) リディア・サージェントは1960年代以降の新左翼の運動においてすら、男が革命を起こしている間、女性は「傷を癒し、励まし、愛し、時折革命のチアリーダーとして前線に参加する」ことが仕事であったと書いている。「新左翼の女性と男性——ハネムーンは終わった」、『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』、p.11

うに、この両者はさほど緊張もなく共存することができたのであった³⁾。それは、女性の解放が富強の国家建設というナショナリスト的言説を介して、階級的解放と結び付けられていたからであろうし⁴⁾、また階級とジェンダーという二つの範疇がどのように交差するのかについて十分な考察がなされていなかったからでもあろう。毛沢東もまた、男性支配の下に置かれた女性たちの境遇に同情を寄せていたとはいえ、家族主義や迷信や一方的な貞操観念の打破は、「農民の経済闘争がすべて勝利するまで待たなければならない」⁵⁾と書いており（この言葉は、共産党の根拠地内で進められた女性解放運動が後に直面する困難を暗示していた）、女性の解放は階級闘争に従属させられていたのであった。

とはいえ、共産党の革命運動にフェミニズムの要素を組み込むことは、広範な支持を獲得するための政治戦略上、効果的であった。党の女性解放に向けた努力をもっとも象徴的に示していたのは、女性の解放と保護を掲げた中華ソビエト臨時共和国の暫定憲法、「あらゆる封建的結婚制度」を廃止することをうたった婚姻条例の公布、そして1934年4月に成立した婚姻法であった。だが、すぐ後で触れるように、自由な婚姻が階級闘争と革命戦争の障害になると判断するや、共産党はためらいがちにはあったが、女性の解放の問題を先送りにしたのであった。

筆者はここで、Gilmartin (1995) が典型的に描いたところの、中国革命は両性関係の根本的再編成とそれを通じた女性の解放を目標に掲げながら、現実には家父長制のいくつもの側面を意図せずして残してしまい、それが共産党の社会主義体制の永続的特性の一部となるという物語を、つまり中途半端に終わった女性解放の物語を、少しだけ細部を付け加えて蒸し返すつもりはない。つまり、ラディカル・フェミニストたちの議論に加勢して共産党を断罪することが目的ではない。工業化、戦争、革命を経ても女たちが連綿と男たちによって支配—抑圧されてきたことを強調するラディカル・フェミニストたちの議論を中国革命に当てはめることは十分可能であるように思われるが、この小論はそのような議論に与することを意図したものではない。共産党が革命根拠地の村々に結婚・離婚の自由を持ち込んだ際に、農村を襲った巨大な社会的混乱の過程と帰結こそがここでの焦点である。

3) 丁娟「20世紀中国の「女性主義」思想」、『中国の女性学』, p. 186

4) Gilmartin, 1995, p. 7

5) 「湖南農民運動考察報告」, 竹内実監修『毛沢東集 第二版』第一巻, 蒼蒼社, 1983年, p. 237

II 革命根拠地における「婚姻のアナーキー」をめぐる

(1) 何が生じたか

すでに従来の文献において、中国共産党およびソビエト政府が革命根拠地に結婚と離婚の自由を持ち込み、それを制度化するや、女性たちからの離婚の申し出がどっと生じ、一定の社会的混乱が起こったことは指摘されている⁶⁾。だが、それは中国革命史におけるたんなる興味深いエピソードとして扱われているに過ぎない。筆者のみるところ、農村社会に「上から」(かつ「外から」)新たに与えられた婚姻制度の衝撃は、たんに両性関係の分野にとどまらず、広範な政治的・経済的・社会的領域に及ぶものであった。その意味で、この新制度の衝撃は、歴史叙述における脚注扱い以上のものをわれわれに要求しているのである。

農村革命根拠地において「封建的婚姻の解消」、「婚姻の自由」といったスローガンが、果たしていつ強制力の裏づけを与えられて制度化されたのか、厳密な日付を確定することは難しい。何よりも、根拠地によって、さらには根拠地のなかのそれぞれの地区によって事情は異なっていたであろう。自由な婚姻をうたった条例に注目すれば、閩西根拠地の永定県溪南区ソビエト政府が1928年8月に婚姻条例を公布したのが最初であり、続いて龍巖、上杭、永定の県委員会および閩西ソビエト政府が婚姻条例を公布したのであった⁷⁾。だが、結婚と離婚の自由、売買婚の禁止、童養媳の廃止、離婚後の女性の権利保護などをうたった婚姻条例の交付が、ただちに党内文書がいうところの「婚姻をめぐるアナーキー」に導いたわけではなかった。資料にその徴候が現れるのは、閩西根拠地では1929年以降、また鄂豫皖根拠地では1930年以降のことである。これは根拠地における共産党の権力が安定し、根拠地が拡大局面を迎えた時期とおおむね重なっている。では、自由な婚姻をめぐる社会的混乱とは、いかなるものであったか。以下に示すことが、すべての根拠地のあらゆる村で生じていたというつもりはない。だが、筆者が資料を検討した1930年代のすべての根拠地について同様の混乱を物語る文書が見出せることから、共産党の築いた革命根拠地に共通する現象であった——裏を返せば、特定の根拠地の特定の村における出来事ではなかった——と理解してよいであろう。

革命根拠地の村々では、妻たちは色めきたって、亭主たちに三行半を突きつけはじめ、一種のジェンダー闘争が展開された。だが他方で、女性たちによる婚姻の自由の獲得は、男性たちの女性獲得競争に拍車をかけることになった。離婚を突きつけるのはほとんどの場合女性の側で、結婚を要求するのは男性の側であった。この状況は、革命後のソ連で、

6) 例えば、メイエール、1995、p. 268, 275, 279; 傅、1996、pp. 183-186; 秋山、1998、p. 187 など。

7) 中華全国婦女連合会、1995、p. 256

農婦たちをあらゆる従属から解放し、彼女たちに男性と同等の権利を賦与し、そして夫婦の関係の終身制を破棄した布告が出された後の農村の状況とよく似ていた⁸⁾。ともあれ、離婚、再婚、再再婚があちこちで繰り返され、極めて混乱した社会状況が生まれていたのである。その深刻さは、中華ソビエト共和国副主席の項英によれば、すでに革命根拠地に重大な挑戦を突きつけていた紅軍兵士の逃亡を上回るほどであった⁹⁾。鄧子恢は回想録において、一九二九年のことだと思われるが、百戸あまりからなる福建省西部の龍巖県白土区孟頭村において、婚姻の自由を認めた条例が公布された後、わずか一ヶ月のうちに三六組の夫婦が離婚し、また三六組の夫婦が新たに結婚したと記している¹⁰⁾。実際、地方ソビエトの多くは、連日、婚姻問題で上を下への大騒ぎをしていたのであった。閩西特委の報告によれば、「県・区ソビエトのもうひとつの中心工作とみなされているのが離婚・結婚問題である」¹¹⁾。「龍巖県委は、婦人の離婚に関する案件をいくつか抱えない日はまったくくない」¹²⁾。「各地で離婚・結婚を要求する青年男女が十数人、数十人と群れをなしてソビエトに押し寄せている。お互い相手を取り替えるものあり、片方だけ取り替えるものあり、ひとたび離婚を許すと、すぐに結婚する。最も遅いものでも、二日目には相手を見つけて結婚する……。ここ一ヶ月、郷、区、県のソビエト裁判委員は一日中これらの案件を処理している」¹³⁾。閩西根拠地のソビエト政府は、さながら離婚調停所と化してしまったかのようであった。

妻の側からの離婚の申し出は、ほとんどの場合、亭主の側の猛烈な抵抗に直面したから、カップルの解消と組み換えは暴力を伴いがちであった。紛争解決に手を焼いたソビエト政府は、強制力を発動して問題の解決を図ることもしばしばであった。安徽省西部根拠地のある県では、婚姻をめぐる紛争が起こるや、ソビエト政府は当事者をただちに牢に押し込んでいた¹⁴⁾。

湘鄂西根拠地においてもまったく同様の事態が生じていた。「われわれは・・・結婚と離婚は全体的に自由だと主張した。その結果はといえば、無政府状態となり、男女両性間の闘争は社会上非常な混乱をきたした。郷政府にやってきて離婚を訴えるものは毎日潮が押し寄せるように多く、生産から離脱する者も日増しに多くなり、いたるところ遊民だら

8) ワース、1985、pp. 98-99

9) 「閩西的一般政治情形——項英在十二軍警衛連部党団大会的報告」(1931年1月1日)、『福建文件』(閩西)、p. 256

10) 鄧子恢「竜巖人民革命闘争回憶録」、中共福建省委党史徵集編写委員会編『福建党史資料』第二輯、1983年7月、p. 24

11) 「中共閩西特委報告第一号」(1930年11月29日)、『福建文件』(閩西)、p. 231

12) 「中共閩西第一次代表大会」(1929年7月)、『福建文件』(閩西)、p. 86

13) 「閩西出席全国蘇代会代表的報告」(1930年5月18日)、『福建文件』(蘇維埃政府文件1930年)、p. 154

14) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」(1931年6月)、『鄂豫皖文件』甲4、p. 390

けの事態となっている・・・華容には二区八郷があるが、全郷の女性のうち、〔相手を〕取り替えなかったものは八人しかいない¹⁵⁾。「女性たちの間には婚姻の混乱が起こっている。今日結婚したと思えば明日には離婚し、乱交の現象さえある¹⁶⁾。

婚姻をめぐる紛争における人々の連帯と対立の構図はいかなるものであったか。この騒ぎの主演となった女性たちは、旧い結婚に関する習俗とそれにまつわる抑圧された女性の地位を不自然なものとなし、嫌悪するイデオロギーと、それを改革するための組織——婦女連合会——によって連帯していた。この結びつきは、おそらく階級を超えたものであったろう。なるほど、いくつかの党内文書は、革命への積極的姿勢がみられる農村女性たちがプチブル（富農）に属しており、「労働婦人」の参加は少ないと唆しているが¹⁷⁾、富農を排除する運動がまさに進行しているときに、このようなことが起こるとは考えにくい。むしろ、一部の資料が「青年女子」の積極性と「成年女子」の消極性を対照させているように¹⁸⁾、騒ぎの主人公であった女性たちは世代によって定義したほうが適切であるように思われる。すなわち、結婚年齢に当たる比較的若い、断髪した女性たちであった（そうであるがゆえに、男性たちの熾烈な争奪戦の対象となったと考えられる）。彼女たちの連帯は強力であった。女性組織は、場合によっては、当地が敵の手に落ちて他の大衆組織がすべて瓦解した後でも、ひとり持ちこたえることができた¹⁹⁾。

夫たちに反逆した女性たちは、多くの場合、耐え難い抑圧に苦しめられていたであろうが、だからといって激情に駆られて立ち上がったというわけでもない。彼女たちの行為は、半ば激しく沸き立つ感情の産物であったが、半ば計算されたものであったとも考えられる。というのも、女性たちは、党とソビエト政府が彼女たちの側に立っていることを理解したうえで（だからこそ、離婚の訴えはソビエト政府に持ち込まれた）、またすぐ以下に述べるように、男性の側に同盟者を見出してはじめて果敢な攻撃に立ち上がったからである。

女性たちの側に立って騒ぎに参加し、それを持続させ、さらに拍車をかけていた男性たちはといえば、やはり特定の階級に限定されていたというよりは、未婚の比較的若い世代であったように思われる。ついでにいえば、騒ぎに加わった男たちの中には少なからぬ党員と共産主義青年団員が含まれていた。多くの党内文書は、青年団員たちが女性たちとともに、婚姻をめぐる騒ぎの張本人であると繰り返し指摘している。童子団に組織された子供たちもまた、旧い習俗からの解放を求める女性たちの強力な同盟者であった。湘鄂西根拠

15) 「団湘鄂西特委給団中央的報告」（1931年3月29日）、『湘鄂西文件』（蘇維埃、群団文件1930年-1932年）、p. 62

16) 「關於湘鄂西具体情形的報告」（1932年12月19日）、『湘鄂西文件』（中央分局文件、1931年-1934年）、p. 333

17) 例えば、「黄火青給中央的報告」（1931年7月11日）、『湖北文件』甲8、p. 448

18) 「鄂豫皖特区綜合報告（続）」（1930年12月）、『鄂豫皖文件』（1929-34年）、pp. 178-179

19) 「鄂豫皖特区綜合報告（続）」（1930年12月）、『鄂豫皖文件』（1929-34年）、p. 179

地において、子供たちは、嫁を虐待する姑を見つけてはソビエト政府に連れて行ったり、緑色の帽子をかぶせて街中を引き回したりしていた²⁰⁾。彼らと彼女たちの攻撃の矛先は、比較的年齢が高い、保守的な既婚者たちに向けられていたのであった。したがって、この紛争においてはジェンダー闘争と世代間闘争が重ね合わされていたのであった。闘争を挑まれた人々は、女性たちの運動の激越さに眉をひそめていた。鄂豫辺区に関する報告によれば、「婦人闘争が発動されると、[女性たちは] しばしば農民の前線に出て、農村はその後ろについて行く。農民は、婦人の闘争は激烈すぎると感じている」のであった²¹⁾。年輩者たちは時に公然たる反撃に出たから、ソビエト政府が介入せざるをえない暴力沙汰があちこちで生じた。

両性関係は政治・社会・経済のいずれの領域であろうと、秩序の根本に関わっている。だから、L. Gordon がいうように、それを変えようとする、とてつもない抵抗と反動を招きやすい²²⁾。実際、1920年代の中国において女性の解放を訴える女性活動家たちが直面した暴力はすさまじいものであった²³⁾。それだけに、両性関係の徹底的な再編に賛成するか否かは、革命に対する態度を試験するリトマス試験紙の役割を果たしたという Gilmartin の指摘は妥当なものであるように思われる²⁴⁾。それは革命陣営と反革命陣営——すなわち、共産党支配地域と国民政府支配地域——のみならず、革命根拠地内部においても、ラディカルな社会変革を支持する人々の集団と保守的な人々の集団をともに凝固させる一種の薬剤となり、両者の間に鮮明な対立の構図を浮かび上がらせたのであった。

ところで、「婚姻のアナーキー」に付随したものは、私生児の増加——これまた革命後のソビエト・ロシアの場合と同様である——と性病の蔓延であった。1930年9月の福建省ソビエトの通告は、いくつかの地方で、私生児、嬰兒が捨てられ、あちこちで命を落としていると記している²⁵⁾。1932年末の湘鄂西根拠地の様子を物語るある報告においては、「乱交現象」が「衛生状態」を悪化させ、それが工作にきわめて大きな影響を与えていると記されているが²⁶⁾、別の報告からこれが梅毒の蔓延を指したものであることが明らかとなる²⁷⁾。婚姻騒ぎの歓迎されざる副産物としての梅毒の広がり、鄂豫皖根拠地の党

20) 「湘鄂西蘇区及閩西蘇区關於第三次反“圍剿”前兩蘇区内部情形的報告」(1931年6月21日),『湘鄂西文件』(省委文件), p. 82

21) 「鄂豫辺特区綜合報告(続)」(1930年12月),『鄂豫皖文件』(1929-34年), pp. 178-179

22) トムスン他, 1991, p. 158

23) Rowe, 2007, p. 160

24) Gilmartin, 1995, p. 201

25) 「閩西蘇維埃政府通告第二号」(1930年9月22日),『福建文件』(蘇維埃政府文件1930年), p. 236

26) 「關於湘鄂西具体情形的報告」(1932年12月19日),『湘鄂西文件』(中央分局文件, 1931年-1934年), p. 293

27) 「團湘鄂西特委給團中央的報告」(1931年3月29日),『湘鄂西文件』(蘇維埃, 群団文件1930年-1932年), pp. 62-63

内文書においても示唆されている²⁸⁾。

ソビエト区における婚姻をめぐる混乱は、国民政府支配地域で流された赤区をめぐるさまざまなうわさ——赤区では「女房は三ヵ月に一度取り替えなければならない」²⁹⁾とか「共產とは妻を共有することだ」³⁰⁾といった類のうわさである——にいくらかの信憑性を与えてもいた。

(2) 党の憂慮

かくして自由な結婚と離婚がもたらした混乱は、根拠地の党を窮地に陥れた。党の憂慮はいくつかの方面に及んでいた。第一に、「婚姻のアナーキー」は少なからぬ女性たちを生産活動から離脱させてしまった。多くの男たちが村の外に出て革命戦争をたたかっている間、生産活動はかなりの部分、女たちによって支えられなければならなかった。したがって、彼女たちによる婚姻をめぐる騒ぎは、前線での勝利の可能性を背後から脅かしていたのである。

第二に、村での離婚ブームは、村から離れている紅軍兵士たちを絶えざる不安の下に置いた。その不安とは、彼らが前線にいる最中、妻から離婚を突きつけられるのではないかと、あるいは農村に残っている男たちに妻を取られるのではないかとということであった。実際、夫たちが紅軍兵士として村を離れている間に、妻たちから離婚を宣告される、もしくは村の男たちが残された妻たちに言い寄るという事件が頻発していた。他人の妻を奪おうとする男たちのなかには、村に逃げ帰った逃亡兵たち、および多数の党員が含まれていた³¹⁾。閩粵贛特委から党中央に送られた報告には次のような記述がある。「党員の享楽振り、例えば、紅軍になりたがらず、白区に行って工作しようとしなさいといったことだが、とりわけ配偶者を探す工作が、すべての工作よりも熱を帯び、配偶者探し熱の高まり（「找愛人的高潮」）を生み出している。各県はいずれも同じで、とくに機関の同志〔がひどい〕」³²⁾。そのため、閩南の安溪中心県委員会は、「何人たりとも、紅色戦士の妻に対して進攻してはならないし、紅色戦士の同意を得ずして彼の妻と結婚してはならない」と決議したほどであった³³⁾。公式の党史が認めたがらないことだが、ただでさえ紅軍兵士を集めることは

28) 「鄂豫皖区第二次蘇維埃代表大会給皖西北特蘇的指示信」(1931年7月),『鄂豫皖文件』甲3, p. 43
他にも「乱交」の結果として梅毒の蔓延を示唆する文書としては、銭文華「C Y 鄂豫皖中央分局給団中央的綜合報告」(1931年10月8日),『鄂豫皖文件』甲1, p. 576を参照されたい。

29) 「閩西蘇維埃政府布告第十号」(1930年5月),『福建文件』(蘇維埃1930), p. 115

30) 「鄂豫皖蘇区軍委会対紅槍会的策略」(1931年9月11日),『鄂豫皖文件』甲3, p. 254

31) 「中共上杭县委關於十月分拡大紅軍工作報告」(1932年10月30日),『福建文件』(各县委文件), p. 63

32) 「徐萍向党中央報告」(1931年1月14日),『閩粵贛文件』(1930年-1931年), p. 18

33) 「中共安溪中心县委關於当前工作的決議」(1933年8月20日),『福建文件』(各县委文件), p. 165

容易ではなかった。兵士は時に買収によって、時にペテンによって、そして時に強制によって確保しなければならなかった。だが、苦勞の末集められた兵士たちは次から次へと逃亡して村へ舞い戻った³⁴⁾。彼らを強い力で農村に押しとどめ、また兵士になった後も村へ引き戻した重要な要因のひとつは、おそらく村での婚姻をめぐる騒ぎであつたろう。

第三は、上記の点と密接に関連しているが、党に対する農民——とりわけ男性たち——の不信感の増大である。自由な結婚と離婚の制度化によって、自由になった女性たちが恋愛の「市場」に上りはじめると、彼女たちはしばしば黨員によって獲得されることになった。根拠地の状況を描いた党内文書は、革命を忘れたかのように一日中女性を追い回す黨員たちの行動に何度となく嘆きの声を発している。ある文書が黨員の「性的なロマン主義的行為」³⁵⁾と呼んだこのような行為は、時に極端なところまでいった。黄麻蜂起で名高い黄安県の革命運動の状況について、ある巡視員によれば、青年団は一時期盛んに「拜干娘運動」を起こしたのであった。この運動は、「大衆に接近することを名目にして、実際には性愛を求めるもので、女子を強姦するに及んだ。そこで、党は青年団の県委員会に解散を命じたのであった³⁶⁾。この巡視員は、さらに続けて、にわかには信じがたい報告を行っている。「残念なことに、党は婦人運動に対して多くの場合、それをもてあそぶ観念をもっている（黄〔安〕、麻〔城〕、〔黄〕陂、光〔山〕の党機関の責任者はごく少数を除き、約四分の三が、全部で数十人、数百人の女性と性的関係を結んだ）」³⁷⁾。黨員が権力を利用して多くの女性をわがものにするのが、村人たちの怒りを買ったのは無理もないことであつた。実際、後の陝甘寧辺区でのことであるが、大衆は「このままでは金持ちと幹部だけが女房を持つことができ、貧乏人に女房はいなくなってしまう」と語っていたという³⁸⁾。すべての黨員が猥色にふけていたという印象を与えるのは明らかに公正さを欠いているので、村人から猜疑の目で見られることを嫌った黨員たちのなかには、「大衆から恋愛をしているといわれるのを避けるために」婦人に対する工作をしたがらない者も存在したという点を付け加えておこう³⁹⁾。ともあれ、党が引き起こした「婚姻革命」は、皮肉にも党自らを窮地に追い込んだのであった。

（3）反動

婚姻をめぐる騒ぎが紅軍兵士の士気に重大な影響を与えはじめたことに危機感を覚えた

34) この点については、高橋、2006、pp. 137-145 を参照されたい。

35) 「鄂東群集運動問題提綱」（1931年10月14日）、『湖北文件』甲8、p. 340

36) 「何玉琳給中央的報告」（1929年9月8日）、『湖北文件』甲8（1927-34）、p. 109

37) 「何玉琳給中央的報告」（1929年9月8日）、『湖北文件』甲8（1927-34）、pp. 125-126

38) 崔、2000、p. 98

39) 「鄂豫皖省委鄭位三給中央的綜合報告」（1934年9月19日）、『鄂豫皖文件』甲2、p. 548

各地のソビエト政府は、自由な婚姻という当初の方針を後退させた。安徽省西北部の根拠地のいくつかの県においては、ソビエト政府は「婚姻のアナーキーを防ぐために」、双方が同意してはじめて離婚が成立するとか、結婚は自由でも離婚は許さないなどの方針を定めた⁴⁰⁾。湘鄂西根拠地においては、ソビエト政府（および紅軍政治部もそうであると資料に記されている）が「婦女の流氓化に反対する」、「無条件の婦女の自由に反対する」とのスローガンを掲げ、自由な婚姻は明らかに制限されてしまった⁴¹⁾。

だが、婚姻をめぐる騒ぎが顕在化した後、慌てふためいた党が急いで文化的時計の針を逆に戻したという説明は、半分は当たっているが、もう半分は当たっていない。というのも、党自身、紅軍兵士の妻の離婚を制限することが、自らが提起した婚姻の自由という方針と矛盾することを理解し、苦悩していたからである。1933年秋に鄂豫皖省委が党中央に宛てた報告書には、このジレンマがはっきりと記録されている。「紅軍戦士の妻は、農民の一般的な意見では再婚を許すべきではない。紅軍戦士を動揺させないためである。しかし、これでは事実上、紅軍家族の結婚の自由を取り消すことになり、ソビエト婚姻条例に抵触するのみならず、少なくない紅軍〔兵士の〕妻子が婚姻の不自由という苦痛を受けることになる。どうしたらよいだろうか」⁴²⁾。したがって、自由な婚姻を謳歌する女性たちの天下を、突如「テルミドールの反動」が襲ったというわけではない。

閩西においても共産党は、女性を解放して彼女たちを革命の道に引き込むという目標と、紅軍兵士の不安の解消という要請の間で進退窮まっていた。党の方針は揺れ動き、一貫性を欠くものとなった。一九三〇年夏、閩西ソビエト大会は、紅軍兵士の妻が夫に離婚を突きつけることができるかという問題について、離婚は認められないが、それは当面のことだと留保を付した決議を採択した⁴³⁾。だが、翌年秋に党が採択した「紅軍優待条例」は、はっきりと紅軍兵士の側に立ち、「およそ服務期間中の紅軍兵士の妻が離婚するには、まず戦士本人の同意を得なければならず、同意を得ていないうちは、政府はその離婚を禁止することができる」と定めていた⁴⁴⁾。ところが、その数ヵ月後、『紅色中華』誌上で、紅軍兵士に動揺を与えかねないという観点から自由な結婚・離婚に疑問を提起した永定县委に対して、項英は中央ソビエト政府を代表してあくまでもそれを弁護してみせたのであった⁴⁵⁾。

40) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」(1931年6月),『鄂豫皖文件』甲4, p. 390

41) 「鄧中夏同志關於紅二六軍的報告」(1930年10月19日),『湘鄂西文件』(省委文件, 1927年-1932年), p. 39

42) 「鄂豫皖省委給中央的綜合報告」(1933年10月),『鄂豫皖文件』甲2, p. 400

43) 「中共閩西党第二次代表大会日刊」(1930年7月8日-20日),『中央革命根拠地史料選編』上, p. 283, および p. 303。

44) 「中国労農紅軍優待条例についての決議」(1931年11月),『中国共産党史資料集』第五卷, p. 481

45) 「問題与答解——關於婚姻条例質疑」,『紅色中華』第11期(1932年2月24日)。

だが、項英の熱弁にもかかわらず、いずれの根拠地においても、婚姻をめぐる騒ぎが起こった後、結婚と離婚の完全な自由という方針は、放棄されることはなかったとはいえ、事実上制限されてしまったとみてよいであろう。1933年から34年にかけて、革命根拠地が次々と失われることなく、存続し続けていたとしたら、新しい価値観と行動様式を身につけた戦闘的な女性たちはどうしてだろうか。明快な答えを期待できないことはいうまでもない。しかし、抗日戦争期の華北の根拠地が、いずれも軍人に対して彼らを離婚から守る特別な保護を与えていたことからみて⁴⁶⁾、ラディカルな女性解放運動が、自らの掲げた目標をそのまま実現できた可能性を思い描くことは難しい。結局のところ、男たちが「革命の利益」という切り札を出してきたときに、女性の解放と権利の獲得は後回しとなる運命にあったのかもしれない。それでも、根拠地における女性の生活の大きな変化について語ることは十分可能である。彼女たちは字を学び始め、生産活動に参加し、政治集會に参加し、梭鏢をもってデモ行進を行い、さらには小さな工場を経営するものまで現れた⁴⁷⁾。

とはいえ、彼女たちの生活に現れた変化は、あたかもまだら模様のものであった。すなわち、変化したものと変化しなかったものが複雑に織り合わされていたのである。制限付きとはいえ婚姻の自由を獲得した女性たちではあったが、依然として彼女たちの身体を締め付けていた纏足や束胸をはずそうとはしなかった。また、彼女たちは数多くの迷信・俗信の信奉者であり続けた⁴⁸⁾。売買婚は禁止されたはずであったが、土地改革に際して農民が多くの土地を得ようと計略をめぐらせた結果、地域によっては、童養媳がかえって増えてしまった⁴⁹⁾。してみれば、革命を通じた農村の文化的変容の過程は、およそ全面的でもなければ体系だったものでもなかった。この過程は、どうみても革命の設計者の手に余るものであった。

結論にかえて

最後に、農村革命根拠地を襲った自由な結婚・離婚をめぐる騒ぎが中国革命の再解釈の試みにとってもつ意味、とりわけ革命下の農村の変化に関するわれわれの理解に何を付け加えることができるかについて検討しておこうと思う。

L. Bianco は、人々が中国共産党に入党するにあたって、あるいは革命に参加するに際し、階級よりも世代が決定的な要因であったようにみえると書いている⁵⁰⁾。つまり、革

46) 傅, 1996, pp. 181-182

47) このような農村女性の生活に現れた変化については、例えば、湖南民衆請願団「湖南農民運動の実際情況」、『中国共産党史資料集』第三巻, p. 172 に生き活きとした記述がある。

48) 高橋, 2006, p. 81

49) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」(1931年6月),『鄂豫皖文件』甲4, p. 388, p. 390

50) Bianco, 1995, p. 181

命には世代間闘争の次元が含まれ、これが階級闘争よりも相対的に重要であったかもしれない、というのである。この観点は、中国共産党が1920年代後半から構築したいくつかの革命根拠地の現実に照らして妥当性をもちうる。後の文化大革命の予行演習を思わせる革命根拠地で吹き荒れた伝統文化に対する激しい攻撃は、若者たちの（さらには子供たちの）年輩者に対する闘争に他ならなかった⁵¹⁾。党内文書においても、革命に対する積極性に富んだ人々を定義する際、使用されていたのは階級的範疇というよりは世代であった。

だが、革命を階級闘争プラス世代間闘争として描くだけではまだ十分ではない。筆者はW. Roweとともに、さらに両性間闘争という次元をつけ加えようと思う⁵²⁾。これら三種類の闘争は、たんに同時並行していたのではなく、その比重を時に変化させつつ複雑に混じり合っていた。このような展望を示せば、必然的に、革命における階級闘争の持つ意味を、相対化することになる。階級闘争は革命のなかでつねに周辺的な役割しか演じなかったと主張したいわけではない。やはりそれは地域によって、また時期によって抗争の主要な構図となったであろう。しかし、それは混ぜ物なしの純粋な形で現れることはなかった。また、世代間対立とジェンダー対立のなかで増幅されたパッションが、階級対立に振り向けられる場合もあったかもしれない。要するに、革命下における農村の人々の連帯と分裂を説明する有効な範疇は階級だけではない。共産党は闘争のシエーマを階級対立に収斂させようとしたが無駄であった。いくつかの異なる闘争の構図がもつれあっていたことは、党の革命過程に対する統御能力を大きく制約することに役立ったであろう。実際、党は革命の過程で、農村の住人たちの間に階級的な亀裂を作りだそうとして階級を越えた連帯を生み出し（青年たち、女性たちの超階級的な連帯）、階級的連帯を紡ぎ出そうとして世代間対立を生み出してしまったのであった。

革命がいくつかの闘争の構図に開かれていたことは、さまざまな集団がさまざまな目的をとげようとせめぎあう一種の闘技場として革命を理解することをわれわれに要求している。事実、革命には多様な便乗者が現れた。若い断髪的女性たちが革命に参加する動機は、自由な婚姻とそれに伴う女性の地位向上への願望に関わっていた。未婚の青年男性の動機はといえば、社会的上昇を別とすれば、一部は彼らを農村社会において周辺的な地位に追

51) 高橋, 2006, pp. 165-166

52) Rowe, 2007, p. 277. もっとも、「ジェンダー闘争」という言葉は注意して用いなければならない。たしかに、一群の女性たちと一群の男性たちが闘っていたのではあるが、固く団結した男たちと、これまた一枚岩の女たちが矛を交えていたわけではない。S・ローボタムが語るように、両性の関係が全面的な対立抗争に至ることなどありえない（トムスン他, 1991, p. 211）。事実、革命根拠地の女たちは一方で、男たちの間に容易に同盟軍を見出すことができた。同盟軍とは、主として未婚の若い男たち——そこには上層階級と下層階級が肩を並べていたと思われる——であった。しかし、他方で、女性たちは彼女たちの間に信頼できない人々を見出していた。それは主として年配者からなる女性であった——おそらくこの場合も階級はあまり関係がない。

いやっていた年輩者たちを中心とする仕組みへの反逆に、そして他の一部は性的問題に関わっていたであろう——この点を資料から直接的に証明するのは簡単ではないが（性の悩みを解決するために革命に投じたなどと記録に残す人間がいるだろうか）。しかし、それを示唆する証言なら党内文書のなかに容易に見出すことができる。ひとつの例はこうである。「・・・当然、各種のおかしな現象が随時起きている。われわれの同志たちのなかには同棲し（当地の表現では「皮伴」である）乱交を行うことが遍くあり、少年先鋒隊は会合を開くといって女子を呼んで夜を共にすることさえしている」⁵³⁾。もうひとつ、中央巡視員の報告をあげておこう。閩南の漳属では、「遊撃隊がもともと七〇余名いたが、省委が破壊された後[一九三一年三月の破壊を指す——引用者]、彼ら是非政治的指導を受け、隊長と隊員が女性を見つけて性欲の問題を解決することをスローガンに、皆で手分けして女性を探し、その結果、隊員同士が喧嘩を始め、隊伍の規律は完全に失われ、ほぼ完全に瓦解してしまった」⁵⁴⁾。ここには若者たちの「革命運動」を支えていた重要な駆動力のありかが示されている。

党がそこにすべてを集約させようとした階級対立とは異質の次元で、人々がさまざまな目的を革命に持ち込んだとすれば、旧社会の変革過程が党の手からはずれ、誰にとってもその範囲、速度、帰結をコントロールすることが難しくなるのは怪しむに足りない。あるいは、階級的憎悪に還元できないさまざまなパッションを動員することによって、革命運動はその過程の不確実性と引き換えに、旧社会を変革する巨大な社会的エネルギーを動員することができたといえるかもしれない。かくして、この小論は、その締めくくりとして、革命において完璧な設計などおよそ不可能であるという点を強調したいと思う。革命根拠地における農村社会の相貌はゆっくりと、全面的に、体系だって変化したわけではなく、むしろ急激に、虫食いの、行き当たりばったりに変わった。その際、農村の住人がつねに保守的で、革命勢力はつねに革新的であったなどと考えないようにしよう。農村女性と男性の一部は、ラディカルな文化的刷新運動の先頭に立ち、共産党はむしろそれを抑制する役回りをししばしば演じたのであった。もちろん、それは党が最初から意図した役回りではなかったのである。

（たかはし のぶお・慶應義塾大学）

53) 「庄東暁致中央婦委的信」(1931年5月8日), 『湘鄂西文件』(中央分局文件), p. 14

54) 「中央巡視員巡視福建情況報告」(1931年8月3日), 『福建文件』(省委文件1931年-1934年), p. 320

【参考文献】

- 秋山洋子他編訳(1998),『中国の女性学——平等幻想に挑む——』勁草書房。
- L・サージェント編(1991),『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』(田中かざ子訳)勁草書房。
- ジョン・スコット(1992),『ジェンダーと歴史学』(荻野美穂訳)平凡社。
- J・ステイシー(1990),『フェミニズムは中国をどう見るか』(秋山洋子訳),勁草書房。
- 高橋伸夫(2006),『党と農民——中国農民革命の再検討』研文出版。
- 中華全国婦女連合会編(1995),『中国女性運動史——1919～49』(中国女性史研究会編訳),論創社。
- ジョルジュ・デュビイ, ミシェル・ペロー監修(1994-2001)『女の歴史』全5巻,別巻2巻(杉村・志賀監訳),藤原書店。
- E.P. トムスン他[談](1990),『歴史家たち』(近藤和彦,野村達朗編訳),名古屋大学出版会,1990年。
- ニコラス・ワース(1985),『ロシア農民生活誌—1974～1939—』(荒田洋訳)平凡社。
- 日本国際問題研究所中国部会編(1975),『中国共産党史資料集』第3巻,第5巻,勁草書房。
- 中央档案馆・福建省档案馆編(1984),『福建革命歴史文件彙集』(全21冊,注には『福建文件』と略記),福州,福建人民出版社。
- 中央档案馆編(1984),『閩粵贛革命歴史文件彙集』(全3冊,注には『閩粵贛文件』と略記),武漢,湖北人民出版社。
- 中央档案馆・湖北省档案馆・湖南省档案馆編(1986),『湘鄂西蘇区革命歴史文件彙集』(全4冊,注には『湘鄂西文件』と略記),武漢,湖北人民出版社。
- 中央档案馆・湖北省档案馆(1986),『湖北革命歴史文件彙集』(全10冊,注には『湖北文件』と略記),武漢,湖北人民出版社。
- 江西省档案馆・中共江西省党校教研室選編(1982),『中央革命根拠地史料選編』上下,南昌,江西人民出版社。
- 傅建成(1996),『論華北抗日根拠地对伝統婚姻制度的改造』《抗日戦争研究》1996年第1期。
- 傅建成(2000),『20-40年代中国共産党对伝統婚姻制度的改革』《中国社会歴史評論》第2巻,天津古籍出版社。
- (澳)古德曼(2001),『革命中的婦女和婦女在革命中——抗日戦争中的婦女和共産党』《中国社会歴史評論》第3巻,中華書局。
- 黄琨(2006),『從暴動到鄉村割剝:1927～1929』上海,上海社会科学出版社。
- 李金錚(2004),『近代中国鄉村社会經濟探微』北京,人民出版社。
- 李曉晨(1998),『試論華北抗日根拠地的婚姻風俗改革』,中国現代史学会編《二十世紀中国社会史研究》当代世界出版社。
- 崔蘭萍(1994),『陝甘寧辺区婦女地位变化簡述』《唐都学刊》1994年第1期。
- 崔蘭萍(2000),『陝甘寧辺区婚姻制度改革探析』《西北大学学报》2000年第4期。
- 崔蘭萍(2000),『抗戦時期反家庭暴力在陝甘寧』《山西師大学報》2000年第2期。
- 王新宇(2006),『民国時期婚姻法近代化研究』北京,中国法制出版社。
- 魏宏運主編(2003),『二十世紀三四十年代太行山地区社会調查与研究』北京,人民出版社。
- 張麗艷(2001),『論陝甘寧辺区婦女的人權狀況』《中華女子学院学報》2001年第5期。

- Bianco, Lucien (2001), *Peasants Without the Party: Grass-Roots Movements in the Twentieth-Century China*. Armonk, NY: M. E. Sharpe.
- (1995), “Peasant Responses to CCP Mobilization Policies, 1937-1945.” in Tony Saichi and Hans J. Van de Ven, ed., *New Perspectives on the Chinese Communist Revolution*. Armonk, NY: M. E. Sharpe.
- Gilmartin, Christina Kelly (1984), “Recent Developments in Research about Women in the PRC,” *Republican China* 10, no.1b: 57-64.
- — — (1993), “Gender in the Formation of the Chinese Communist Body Politic, 1920-1925.” *Modern China* 19, no.3: 299-329.
- (1995), *Engendering the Chinese Revolution: Radical Women, Communist Politics, and Mass Movements in the 1920s*. Berkeley: University of California Press.
- Gilmartin, Christina, et al., eds. (1994), *Engendering China: Women, Culture, and the State*. Cambridge: Harvard University Press.
- Honig, Emily (1986), *Sisters and Strangers: Women in the Shanghai Cotton Mills, 1919-1949*. Stanford: Stanford University Press.
- Hu, Chi-his (1974), “The Sexual Revolution in the Kiangsi Soviet.” *China Quarterly*, no. 59: 477-490.
- Johnson, Kay Ann (1983), *Women, the Family, and Peasant Revolution in China*. Chicago: University of Chicago Press.
- Rowe, William T. (2007), *Crimson Rain: Seven Centuries of Violence in a Chinese County*. Stanford: Stanford University Press.
- Scott, Joan W. (1986), “Gender: A Useful Category of Historical Analysis.” *The American Historical Review* 91, no. 5: 1053-75.
- Stacey, Judith (1983), *Patriarchy and Socialist Revolution in China*. Berkeley: University of California Press.
- Stranahan, Patricia (1983), *Yan’an Women and the Communist Party*. Berkeley: Institute of East Asian Studies and Center for Chinese Studies, University of California.
- Watson, Rubie S. (1994), “Girls’ Houses and Working Women: Expressive Culture in the Pearl River Delta, 1900-1941.” In *Bondage, Rescue, and Escape Among Chinese Women*, edited by Suzanne Miers and Maria Jaschok, pp. 25-44. Hong Kong: Zed Books.